

【記者会見と研究者・市民集会 プログラム】

大学は再び戦争に加担してはならない

—安全保障技術研究推進制度に採択された大学の見解の公表と分析—

軍学共同反対連絡会

3月13日(金) 3時30分～5時15分 参議院議員会館 B107

3時30分開会

司会 小寺 隆幸 (軍学共同反対連絡会事務局長)

国会議員のご挨拶 杉尾 秀哉 議員 吉良 よし子 議員 福島 みずほ 議員 他

1 挨拶

赤井 純治 (新潟大学名誉教授・軍学共同反対連絡会共同代表)

2 総論 「破られた誓い」大学の回答の分析と批判」

井原 聰 (東北大学名誉教授)

3. 各論

・東京科学大学の対応について

山崎 正勝 (東京工業大学名誉教授)

・北海道大学の対応について

山形 定 (北海道大学工学部教員)

・応募を解禁した信州大学の状況とそれに対する闘い

村瀬 俊幸 (学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会共同代表)

・軍事研究を中心に据えようとする第7期科学技術・イノベーション基本計画

野中 郁江 (明治大学名誉教授)

4. 軍学共同反対連絡会からの訴え 「今年度の公募に応募すべきではない」

多羅尾 光徳 (東京農工大学教員・軍学共同反対連絡会共同代表)

5. 質疑応答

その後参加した研究者・市民の方々による意見交換、話し合いを行います

実況中継とYoutube 配信 こぼと通信 <https://youtube.com/live/7t7evfFZnHg>

本集会は杉尾 秀哉 議員事務所のご協力により実現しました。ありがとうございました

冒頭挨拶、問題提起を含めて/ 未来形で 戦争協力する重みを考えよ

赤井 純治（新潟大学名誉教授 軍学共同反対連絡会共同代表）

私たちは軍学共同反対連絡会で10年間活動してきましたが、今、日本と世界の動きで、1つ大きくフェイズが変わったと思います。一段と平和が危険に、戦争が近づいた、と。ベネズエラや、イランの問題、国連憲章・国際法を無視する動き、これに何一つ抗議もせず、逆にこのトランプに追従し大軍拡を進める高市政権、これらの動きとこの軍学共同の動向が密接に連動しています。この時点で、軍学共同の意味を、再度原点にかえて考えてみる必要があろうと思います。

学術会議の3回にわたる声明が一つの基本としてあります。不当にも法人化されることになった学術会議ですが、過去の声明の意義は変わらないことは特段に強調しておきたいと思います。さらに原点に戻って、なぜ学術会議が発足したか、なぜ1950年の軍事研究反対の声明が出たか、ということについて振り返って考えてみます。当時この声明は広く支持されたと思います。それは、戦争が終わってあまり、時間が経ってなかった事、つまり、すぐ近い過去に、戦争体験の記憶が広く社会にあったと思うのです。生々しい戦争の実感・実相と、戦争中の科学と科学者のありよう。原爆開発、731部隊のこともありました。

学術会議の2017年声明もいわば、この戦争の経験・反省がベースにあります。ところが、最近の若者、若手研究者も、この戦争体験、実相への理解が極めて弱い、戦争体験が非常に遠くなっていることもあると思います。今、私は、学生への平和教育をやっている中でもこれを強く感じますし、戦争体験、実相をまずは、もっと知るべきとは、今広く市民運動の中での課題です。

戦争の実相をイメージ、想像してみるには、逆に今の情勢から未来形でイメージできるのではないか、未来形の想像力を発揮すべき、ということの問題提起したい と思います。今新しい戦前といわれている状況。武器輸出も解禁、かつて宮沢喜一氏が言った落ちぶれた国家の象徴ともいえる、死の商人国家になろうとしている。

広島・長崎の核被害国から、核使用前提の核保有の核加害国へ変わろうとする。これはジェノサイドという点で、イスラエルの立場にも通じるものです。このように、今の軍学共同は戦争へ一直線、ということで市民の危機感も広がっています。2月27日の国会前行動には3600人が結集。

最近、若い研究者が軍事研究に安易に飛びついてゆくような傾向が見られますが、この原点のところをよくよく考えてほしいと思います。つまり、防衛装備庁のこのファンドは、戦争準備に直結しています。GDP比3%、5%の軍事費をアメリカが要求、それは、新たな武器開発予算に反映します。このファンドに応募、採択されるということは、今の戦争準備に直接協力するということです。それで、研究者の良心が痛まないのですか？、科学者の倫理性という視点でいいのですか？、ということです。また学生をも、軍事研究に巻き込んでゆくという責任を取れるのですか？ということ。学生を戦争協力者にして、その人の人生を大きく歪めるかもしれないということです。

いま、戦争準備が進み、本当に近未来、戦争が起こるかもしれない、徴兵制もあるかもしれない、この近未来を仮にイメージして、軍学共同の意味を、その罪深いことを考えてもらいたい、ということです。

無法なトランプに付き従っての軍学共同と、次には直接戦争ですぐに役立つ武器になって、他国の国民や子供を殺すことに使われるかもしれない、そんな研究姿勢でいいのですか？、ということです。結果だけ出して、あとはデュアルユースだから自分は知らない、では通らない。防衛装備庁からファンドですから 武器 開発が第一義的狙いです。それを公募要領のいいとこ取り、つまみ食いをして、研究の自由とか、研究成果の自由な発表・公開、という言葉だけ拾い読みして、応募する。一番基本の本制度の趣旨＝この「制度は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」という言葉は見ないようにしている。これでは大学人、研究者の知性が問われるというものです。

今年度からは、政府の国家的プロジェクトとしての位置付けを強化して進めようということになって、より狙いが鮮明になっています（軍民両用、特定重要技術、防衛生産・技術基盤強化など）。

また大学はその地域社会のいわば、知性を代表するような立場です、ここが率先して軍学共同・戦争に協力する姿勢を示すことは、市民社会、地域社会へ悪影響を及ぼすことに気がつかないでしょうか。

そういう意味で、この会見は、以上のような視点、応募大学の対応に限らず、全国の大学、研究者、あるいは大学構成員でもある学生・大学院生、大学を受験しようとしている高校生やその父兄なども含めた市民への問いかけ、問題提起の意味も含みます。ぜひ、ここらを深めてほしいことを期待して、の一言といたします。

破られた誓い
—70年守られてきた軍事研究反対の誓い

軍学共同研究反対連絡会幹事会

公開質問状を出させていただいた大学は、北から北見工業大学、北海道大学、東北大学、東京科学大学、日本大学、芝浦工業大学、北里大学、京都工芸繊維大学、大阪公立大学、九州大学、熊本大学です。大阪公立大学からは回答はありませんでした。再質問をする予定ですので回答を待ちたいと思います。10大学から回答を得ましたが、北海道大学は前回の回答と同じという回答で今回の質問には答えていません。また北見工業大学、東北大学、東京科学大学、日本大学、京都工芸繊維大学は個々の質問には答えず一括回答です。それも含め9大学の回答の特徴を表にまとめました。

2026年度採択大学への公開質問状の特徴点

見解の特徴	北見 工大	東北 大	東 科大	日大	芝工 大	北里 大	京工 繊大	九大	熊大	合計
日本学術会議声明を遵守・尊重、趣旨を重んじる、賛同する	○		○	○		○		○	○	6
民生研究・民生目的だから	○	○	○		○	○	○	○		7
研究の自由、発表の自由、成果の活用 の自由、透明性、当局の介入がない ことが確認できたから					○	○	○			3
学術研究の自由を尊重	○		○	○						3
直接軍事目的ではないから		○			○		○			3
軍事利用が行われないよう	○				○					2
明白な基礎科学だから			○		○		○	○	○	5
貴団体が懸念されるような事態が発 生した場合は、研究の中断、契約の 解除を含め適切な対応を検討いたし ます						○				1
何らかの審査委、理事会、基本方針 策定、本部で相談に応じる、学長副 学長会議、事前レビュー委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
各設問には回答せず一括回答	○	○	○	○			○			

北海道大学（2年前に同じで回答なし）、大阪公立大学（回答なし）

1. 日本学術会議の声明（1950年、1967年、2017年）について質問しましたところ、尊重・遵守あるいは趣旨を重んじる、賛同するという表現で、6大学（北見工業大学、東京科学大学、日

大学、北里大学、九州大学、熊本大学)が回答されました。

2. 研究は民生研究・民生目的だから許可したとして、7大学(北見工業大学、東北大学、東京科学大学(将来にわたって担保される研の自由と成果の公開が担保されること)、芝浦工業大学、北里大学、京都工芸繊維大学、九州大学(軍事的安全保障研究ではないかを審査))と回答されました。
3. 研究の自由、表現の自由、成果発表に自由、研究不介入を確認したとして3大学(芝浦工大、北里大学、京都工芸繊維大学)が回答しています。
4. 学術研究の自由を尊重したとして3大学(北見工業大学、東京科学大学、日本大学)が回答
5. 軍事目的ではないから3大学(東北大学、芝浦工業大学、京都工芸繊維大学)
6. 軍事利用が行われないようが2大学(北見工業大学、芝浦工業大学)
7. 基礎科学だから5大学(東京科学大学、芝浦工大、京都工芸繊維大学、九州大学、熊本大学)
8. 何らかの基本方針、審査委員会、学長・副学長会議、本部等の検討・審査体制は9大学全部
9. 注目すべきは、北里大学の「貴団体が懸念されるような事態が発生した場合は、研究の中断、契約の解除を含め適切な対応を検討いたします」軍事研究利用について中止を担保するような内容です。

また、日本学術会議の諸見解を踏まえてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から審査という内容もいくつか見られました。

安全保障技術は「軍事技術」

ところで北里大学を除いて、どの大学も、本制度が、防衛装備庁の各種資料が語っていることですが、防衛装備開発、つまり軍事研究だということから目をそらしています。

デュアルの両刀使い

科学・技術は本質的にデュアルです。誰がどのように使うかです。大学側は民生用と断言し、民生用として成果が活用されると胸を張ります。防衛装備庁側はその成果を防衛装備開発のルートに乗せます。これに待ったをかけられるかが勝負どころです。

防衛装備庁にはきわめて都合の良い法律があります。経済安保法制です。その研究が特定重要技術に指定されると、国費で研究された成果物に対して、秘密指定が出来ます。国と研究者の協議で、国が研究に関わる秘密情報と潤沢な資金で伴奏し、「一気通貫」で社会実装までもっていくこともできます。また秘密特許にも指定できます。そうした国の活用にストップをかけることができるでしょうか？この問題を大学は真剣に考えるべきだと思います。

大学の応募件数急増

2026年度の防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度(以下、制度)の委託事業・補助事業への

公募が間もなく始まります。2015年にはじまったこの制度、大学の応募件数は日本学術会議 2017 年声明を受けて 2018 年以降は毎年 10 件前後であったが、2023 年 23 件、2024 年 44 件、2025 年 123 件とうなぎ上りに急増しました。2025 年の急増はこれまで委託事業しかありませんでしたが、補助事業（科学研究費と同じタイプ）が加わった関係で、応募しやすく、増えたのかもしれませんが。

大学が財政的な面でも危機に瀕していて、研究費の確保が困難なので、研究費の額も大きいこの制度に応募が増えているとみられるので、わたしたちは大学の基盤経費や科研費予算の増額を切に求めるものです。

「公募要領」にある「基礎研究」の意味

Pure Basic Science としての「基礎研究」の場合は研究の自由や発表の自由が保障され、成果は公開され、成果の活用も自由ですが、この制度は「公募要領」にもあるように防衛装備開発に資することが目的となっているので、「目的基礎研究」(mission-oriented basic research)

(use-inspired basic research) というものです。通常研究者が自由に発想して研究を展開する Pure な研究（例えば科研費）とは違います。しかし「公募要領」には「研究の自由や発表の自由が保障され、成果は公開され、成果の活用も自由」、「防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」とあり、それならと、多くの大学が応募したものだと思われます。

防衛分野の将来に資する

ところが「公募要領」を注意深く読むとその結語では「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募するものです」（「公募要領 結語」43 頁）とはっきり防衛分野の研究開発に資することが期待されています。また、「公募要領別紙」には「防衛装備庁として、防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマ」（「令和 7 年度公募に係る研究テーマについて」（「公募要領」別紙 1、1 頁）ともあり 軍事研究そのものなのです。

もっとも軍事研究は必要、あるいは防衛のための軍事研究は必要と考える大学や研究者もいるでしょう。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区攻撃、米中の緊張関係や「台湾有事」、果ては米国のベネズエラ攻撃までと国際緊張関係をいたずらに煽り、対抗軸は軍拡しかないとする風潮をつくり出し、軍事研究が必要とする考え方も増えたものと思われ、じっくりした議論をしなければならない問題だと考えます。

戦争のための研究は絶対にしない、の誓い

1950 年、1967 年、2017 年に日本学術会議は三度の声明で、戦争のための研究はしないと誓ってきました。この制度に採択された 11 大学（回答 9 大学）のうち 6 大学が声明を遵守・尊重すると回答していました。

ところで、今回、独法化で削除された現行日本学術会議法の前文「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」は、1949年の「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明（声明）」（1949年1月22日）の中に「科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」として織り込まれています。そして回答で各大学が遵守するとした1950年声明には「先の声明を実現し、科学者の節操を守るためにも戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明」していますが、ここで記されている先の声明とは上記の1949年声明なのです。このように現行日本学術会議法前文は遵守された声明の中に息づいていることを確認しておきたいと思います。

民生用という名の軍事技術

ところで、アンケートに回答された大学のこれも7大学が「民生用で、研究の自由、発表の自由、成果の公開」が確認されたので応募を認めたとしています。おそらく「公募要領」（5～6頁）の説明を根拠にしていると思われますが、これと、先に指定した防衛装備開発につなげるとは整合していません。これを問題にしない各大学の「審査委員会」に疑問なしとしません。防衛装備庁は安全保障技術と称して軍民両用を対象にできる利点を使って、民生用研究を推進し、その有望なる成果は「橋渡し研究」に誘い込んで防衛装備開発研究に持ち込む戦略なのです。

Kプログラムに触れて

5000億円の基金をもとにいわゆる研究費配分機構でもある経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）が科学技術振興機構（JST）と新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から公募を行っています。すでに多くの研究が走っています。Kプログラムは「我が国が国際社会において中長期的に確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、研究開発及びその成果の活用を推進するものです」（KプログラムHP）とあります。「国家安全保障戦略」に「先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援強化・体制整備、投資審査や輸出管理の更なる強化」（2022年12月）と軍事技術としての先端重要技術に位置づけられたプログラムです。

安全保障技術研究制度とは違って、敷居は高くなく応募する側は民生用と理解し、軍事に活用する側は、橋渡し研究までは民生用と言い続けられれば済みます。かくして、アカデミアを軍事研究体制に囲い込むシステムが作られています。

軍事に引き込まれないためにも、大学や科研費に大きな予算をつけることが急務です。そうでなければ、誓いは破らざるをえないところまでに追い込まれていくと思われます。いま提起されている第7期科学技術・イノベーション基本計画には掛け声ではありますが、予算の具体的提起はありません。国会での熟議が求められます。

軍事的安全保障研究に関する基本方針

2019年2月8日 役員会決定

東京工業大学（以下「本学」という。）は、130 有余年前の建学以来、学术界、産業界、官界等幅広い分野に有為な人材を輩出しています。また、常に世界をリードする最先端の学術研究や、時代に即した産学連携等に積極的に取り組むことにより、国内外の研究者のみならず、社会からの高い信頼と評価を得ています。

本学では終戦直後の1945年9月以降、当時学長であった和田小六が集めた会議において、戦争中の本学の姿勢を反省するとともに、旧来の立場を捨て、自主的な改革として理想的な工業大学の建設に進捗するための議論が重ねられました。その結果として翌1946年2月1日、本学は「東京工業大学刷新要綱」（以下「刷新要綱」という。）を策定しました。この刷新要綱には、「我国に於ける最高教育機関の一翼を担当する我々は過去の自己に対して鋭い批判を加えると共に将来の建設に対して深い洞察を加え、その結果に基づいて平和日本の建設に寄与し人類の福祉に貢献する旨が謳われております。この刷新要綱を踏まえて実施された教育研究改革においては、教養教育の重視など、歴史や社会に対する深い洞察力と高い倫理性を備え、自ら考え判断することのできる人材養成が目指されました。この刷新要綱の精神は、いわゆる本学の「平成の改革」をはじめ、戦後70 有余年が経過した現在においても引き継がれており、今後も揺らぐことはありません。

こうした教育研究にかかる基本方針を有する本学の構成員には、自らの研究内容や成果の社会へのインパクトについて適切に判断することが期待されていますが、その際の判断指標として、軍事的安全保障研究に関しては、以下のとおり対応することとします。

- (1) 国内外の軍事や防衛を所掌する公的機関からの資金提供に基づく研究は実施しない。

ただし、委託による研究ではなく補助金^(*)等により実施する研究で、かつ、別に定める審査委員会において、研究内容が明白な基礎研究、又は応用研究であっても明白に民生目的であること、並びに研究の自由及び研究成果の公開が将来にわたって確実に担保されることが認められた場合については、その限りではない。

* 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係政省令が適用される資金を指す。

- (2) 研究経費の出所によらず、研究成果が軍事的に利用される可能性が極めて高いと考えられる研究は、審査委員会においてその実施の是非を決定する。

以上

2022年3月には防衛装備庁研究費の申請不可

北大工の研究費公募案内サイトへの防衛省研究費の記載と削除

2022/3/8 9:25確認

No	研究費	申請方法	研究機関 募集申請	e-Rad 承認	募集名(クリックでPDFが閲覧可 れ検索)	募集	締切
3-403	2022年5月9日(月) 10時 中央ヨ-ロッパ時間(夏時間)	e-Rad	x	x	定時開催の国際会議費CREST に於けるフランスANRからの日仏 共同研究費助成の公募	科学技術振興機構	3月4日
3-402	2022年5月9日(月) 正午	e-Rad	x	x	5/18(日) プロジェクト推進型 ドローン実用化支援 2022	国立研究開発法人科学技術振興 機構	3月4日
3-401	学内締切: 2022年3月18日(金) 15時 機関締切: 2022年3月29日(火) 正午	e-Rad	○	x	遠隔・仮想プログラム(遠分野 社会実装型)研究費助成支援	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構	3月4日
3-400	学内締切: 2022年3月22日(火) 15時 機関締切: 2022年3月24日(木) 正午	e-Rad	x	○	令和4年度 再生医療・遺伝子 治療の産業化に向けた基礎研究 開発費(再生医療技術応用 した医療の創薬支援)プログラム推進 型公募(採択型)	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構	3月4日
3-399	2022年3月31日(火) 正午	e-Rad	x	x	安全な環境の下で研究(分 科4年度)	防衛省	3月4日
3-398	学内締切: 2022年3月22日(火) 15時 機関締切: 2022年3月24日(木) 正午	e-Rad	x	○	令和4年度 再生医療・遺伝子 治療の産業化に向けた基礎研究 開発費(再生医療技術応用 した医療の創薬支援)プログラム推進 型公募(採択型)	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構	3月4日



工学部担当事務に「防衛省の研究費がリストに載っているが北大は方針転換したのか」と確認の電話(3/8 9:20頃)、「折り返し連絡する」
3/8 14:50頃「事務局の担当に確認した所、間違いでした」との電話連絡

2022/3/8 15:18確認

3-400	学内締切: 2022年3月22日(火) 15時 機関締切: 2022年3月24日(木) 正午	e-Rad	x	○	令和4年度 再生医療・遺伝子 治療の産業化に向けた基礎研究 開発費(再生医療技術応用 した医療の創薬支援)プログラム推進 型公募(採択型)	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構	3月4日
3-398	学内締切: 2022年3月22日(火) 15時 機関締切: 2022年3月24日(木) 正午	e-Rad	x	○	令和4年度 再生医療・遺伝子 治療の産業化に向けた基礎研究 開発費(再生医療技術応用 した医療の創薬支援)プログラム推進 型公募(採択型)	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構	3月4日

399が欠番に

2022年、軍学共同へのスタンス180度の転換

「国内外の軍事・防衛を所管する機関などとの研究の取り扱い」

2022/9/26役員会決定、2022/11/8増田理事名通知

1) 事前相談

- ・軍事・防衛機関との研究(資金提供)に関して、本件担当へメールにてご相談願います。
- ・以下a~cに該当する機関等との研究(資金提供)を行う場合は、事前に審査を行います。
 - a. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から資金提供を受けて研究を行う場合(受託・共同研究等)
 - b. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関から委託を受けた機関から再委託として資金提供を受けて研究を行う場合(受託・共同研究、寄附金等)
 - c. 国内外の軍事・防衛を所管する公的機関の資金提供プログラム等に応募する場合(受託研究、助成金等)

北大は軍学共同を「研究者からの相談を受ける」から「審査する」へ転換



理事(研究・連携)・副学長



増田 隆夫(ますだ たかお)

京大工学部化学工学科

北海道新聞2026/2/28

「軍民両用研究応募 室工大容認に転換」

安全保障技術研究推進制度 応募・採択件数

ここ3年で北大の採択が急伸

北大からの採択

2025 大規模 (S) 1件

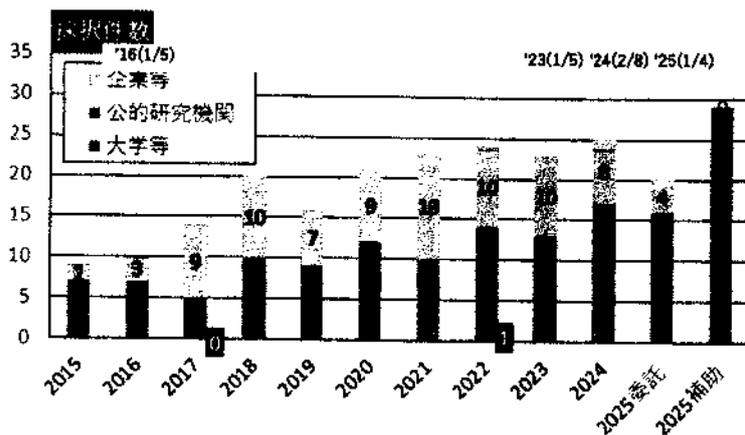
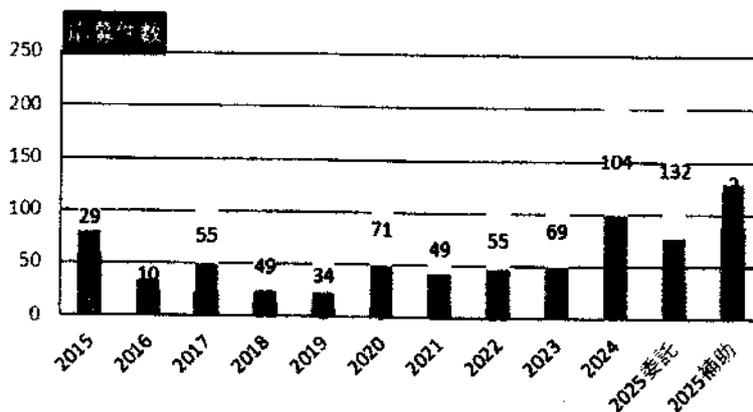
2024 大規模 (S) 1件
タイプA 1件

2023 大規模 (S) 1件

S : 最大20 億円/5 年

A : 最大5200 万円/年

北大は国立大学の軍学共同
「先駆け」的役割



2024 軍学共同反対連絡会の質問と北大の回答

応募されたのはどのような趣旨・理由からでしょうか？

北海道大学回答2024年10月18日

- 本学では、役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」(R4.9.26)に基づき、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供(再委託を含む。)を受けて研究を行う場合は審査を行うこととしております。本研究課題については、上記学内ルールに沿って研究者から応募前に相談があり、審査を行いました。
- 審査では、「明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」という観点に合致しているか確認した上で応募を認めております。・・・

再質問1「学術会議声明を尊重する方針を変更したのか?」への再回答(12/14)

- 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する本学のスタンスは変わっていません。
- 役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」(R4.9.26)に基き、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としています。

「軍事研究の北海道大学」を否定できるか？

～「経済安全保障重要技術育成プログラム(K-Program)」の事前審査を否定～



北海道大学における軍事的安全保障研究
に関する取り組み



Kプログラム対応

- 複数の国立大学（筑波大学、名古屋大学、京都大学、等）がKプログラムへの応募に対して大学による事前審査等を設けている。
- 組合はKプログラムへの応募に事前審査制度を設けるよう要望書提出
- 大学回答（2025/3/27）：当面は事前審査は不要・・事前審査を行うものは「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関」からのもので、のKプログラムの配分機関（NEDO やJST）はこれに該当しない。
- 「審査制度有りと言えども防衛装備庁の研究助成制度への応募自体は可能」でさらに「Kプログラムへの応募は無審査」である北海道大学が大学として国内で「最先端」の軍事的安全保障研究の実施体制を持っている
- 仮に誰かが「軍事研究の北海道大学」と呼んだとして、それを明確に否定する材料は本学にはないように思われます。

今回の軍学共同反対連絡会への回答

本学の回答について詳細に検討致しましたが、今回のご質問は前回の一通のご質問とほぼ同趣旨と考えられるところ、本学の考え方に変更はございません。

本学は、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けて研究に関する取り扱いについて学内規程を定め、それに則り適切に取り扱っているところです。詳細は前回の回答をご参照ください。

北海道大学

- 一旦ルールをつくれれば、後は運用するだけという官僚的な対応ではないか。
- 状況が変わる中で資金提供がどのように変わるか、研究・教育にどのような影響が現れるかなどを大学として検討することを放棄しているのではないか。
- 資金供与を受けるためだけに軍学共同規定を作ったとの感がぬぐえない。

防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」関係 応募5件中1件が「応募不可」の審査結果!?

機関紙「ほくだい」の2025年9月号で、防衛装備庁の研究助成制度に今年度もタイプSの研究課題が1件新規採択になったことを伝えていました。その記事でも伝えた通り、組合では防衛装備庁が公開する「採択状況」だけでなく、そもそもどのくらいの「申請」が北大からあったのかも、関係資料を情報公開請求することにより2023年度から調べてきました。

このことについて今年度の資料を請求したところ、関係資料として研究インテグリティ委員会の議事録等が公開され、その結果令和7年度の研究助成制度には合計で5件の申請がそれぞれ次の部局からあったことが判明しました。

興味深いのは、申請結果を確認し始めた2023

申請部局 : 申請結果

量子集積エレクトロニクス研究センター	: 応募可
量子集積エレクトロニクス研究センター	: 応募可
人獣共通感染症国際共同研究所	: 応募不可
工学研究院	: 応募可
工学研究院	: 応募可

年度から今回で初めて、「応募不可」と判断された申請があったことです。

この申請について詳細は明かされていませんが、応募した部局が「人獣共通感染症国際共同研究所」であることだけが判明しています。なお、応募の身分が「研究代表者」か「研究分担者」かも不明なため、申請全体が応募不可となったか、それとも分担者としての参画を諦めて他機関が申請を完了させたかのどちらのケースであったのかも不明です。

「応募不可」の判断は、大学自身が軍事・国防研究に関するこの研究助成申請を自らの基準で不適切と判断したことを意味し、制度上の適切な「ブレーキ」をかけたものと理解できますが、一方で応募側の研究者から見ると不可となった具体的な原因が公表されないため、次回以降の申請をためらわせる効果も生じ得ます。本研究助成制度への応募それ自体を認めるべきかも含めて、引き続き議論の元となる資料収集を組合では進めていきます。

(書記長・岡坂)

2026.3.13

軍事研究を中心にすえようとする第7期「科学技術・イノベーション基本計画（素案）」の検討

明治大学名誉教授・野中郁江

はじめに 大学から初等中等教育までが科学技術計画の対象

2026年2月5日、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が設置する「基本計画専門調査会」は、2026～2030年度を対象期間とする第7期科学技術・イノベーション基本計画の素案（7期素案と略）を公表した。すでにパブリックコメントの公募が行われ、2026年3月末までにCSTIが内閣総理大臣に答申し、閣議決定により策定される予定である。

第7期科学技術・イノベーション基本計画が確定すれば、内閣府の統合イノベーション戦略や骨太方針（毎年閣議決定）に盛り込まれ、省庁の概算要求の段階で、「増加が見込める項目」「難しい項目」の順位付けがなされ、財務省が予算案を確定する。

CSTIは、経済産業省、文部科学省、防衛省などから出てくる予算について、科学技術関連予算を判定・集計するので、科学技術関連予算として判定される項目は、「増やしやす項目」となる。大学の基盤経費については、国立大学運営費交付金が74%、私立大学経常費補助が48%、科学技術関連予算として判定されている（25年度）。

科学技術関連予算は、第6期が30兆円を目標としていたが、2025年度当初予算段階で累計40.5兆円である。7期基本計画は、国家安全保障目的を前面に掲げていることから、軍事費増を背景に、科学技術関連予算はさらに増加を続けていくものとみられる。

7期素案には、根拠となっている科学技術・イノベーション基本法には含まれていない国家安全保障目的が新たに加えている。これは大転換である。

基本計画の根拠となっている科学技術・イノベーション基本法の目的（第1条）

「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする」

ここに言う「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展」という目的と「国家間の戦争に備えていく」「戦争当事者となることも想定して準備をする」という方向とは、逆方向ではないのだろうか。少なくとも軍事費に消費する財源が増えれば、経済や社会にイノベーションを起こそうとする研究への投資は減っていく。いずれも国民が支払う税金を財源としている以上、

さらに国民の負担を増やして窮乏化させていくことになる。軍事大国が栄えることはない。

第6期基本計画は、地球環境問題の解決を掲げ、国際社会との連携によって、「名誉ある地位を占める」という憲法前文を掲げていた。第7期素案は大転換。

第6期の科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月閣議決定）の「はじめに」4-5頁より

・「「人新世」ともいわれる地球規模の危機に直面する時代の中で、Society5.0を普遍的でグローバルな未来社会像として前面に掲げ、日本国憲法が高々とうたい上げたように、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」。これが第6期基本計画の中心的メッセージである。」

・Society5.0という価値観を共有できる「国・地域・国際機関等との連携を強め、国際社会における信頼の要となることを目指す。」

・「科学技術とイノベーションの力によって、地域、ジェンダー、言語、文化の多様性を尊重し、互いの自由と信頼という原則を共有できる国々とともに、新たな世界秩序の中でオール・インクルーシブな社会を実現していかなければならない。」

・安全保障については、「今や世界は、米中対立の先鋭化など混迷の度を深め、我が国の安全保障をめぐる環境も一層厳しさを増している。」にとどめている。

科学技術に関する基本計画に国家安全保障目的が盛り込まれることになり、大学の研究・教育活動だけではなく、次世代人材養成、つまり初等中等教育も国家安全保障目的から位置づけを与えられることとなった。

初等中等教育について、素案は23-24頁で言及している。詳しく取り上げているのは第6期基本計画である69-73頁。

「「理科・算数を楽しみ」と思う児童・生徒の割合の増をめざす」を目標に、STEAM教育の推進、外部人材の参画、GIGAスクール構想などが盛り込まれているが、教育現場から指摘されている問題点や教員の負担増についての記述はない。加えて、7期素案では国家安全保障目的が偏狭で恣意的な国際情勢についての見方に基づいていることから、初等中等教育のなかに「国防意識を持たせること」や「排外主義」が及んでいけば、教育基本法のいう「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備える」ことが危うくなりかねない。

以下は、文系の元大学教員の目からみた7期素案の問題点である。多くの研究者、市民が7期素案の問題点を指摘し、共有し、広く社会に問う活動に参加していただく、呼び水になれば幸いである。

1. 政権の国家安全保障政策に科学技術が従属させられていく

私たちの目の前で、国際法を無視し、国際連合を始めとする戦後に形成された国際協調の秩序を尊重しない数少ない国の政府によって、多くの人命が失われて、国土が侵略されている。そのなかで、こうした無法を許すのかどうか、どのような国際関係を作ることによって国際協調を再構築していくのが各国政府に問われている。

ところが7期素案が示す立場は、ルールなき国際秩序のなかで、力による国際秩序へ移行し、これを認めていくという立場である。

「国際秩序転換期における地政学的リスクの恒常化」として、「国際社会は「ルールベースの国際秩序」から、パワー・技術・経済安全保障を基軸とする新たな国際秩序へと大きく移行しつつある」(3頁)との現状認識を示している。

周辺国との緊張感の高まりを「地政学的リスク」と捉え、国家安全保障目的と科学技術・イノベーション振興の目的を整合させようとしている。

科学とビジネスの近接化が進む中で、地政学的リスクの高まりと国際社会における競争の下で、科学技術は国家安全保障の重要パーツとなってきた。(1-2頁)

しかし何度もでてくる肝心の日本における「地政学的リスク」とは、具体的に何を指すのかは示されていない。日本にとって、どの国の何が国家安全保障上のリスクなのか。なぜリスクになっているのか。これを全く示さない。「目くらまし」のまま、危機を煽っているという印象である。

「同盟国、同志国等」(57-58頁)という言葉が出てくるが、これも初出である。以前の政府文書には、「自由と民主主義という共通の価値観を共有する国」「自由主義陣営」という表現がよくみられた。また第6期基本計画まではSDGsという地球規模の社会問題の解決が科学技術や学術のはたすべき中心的な役割として、挙げられていたが、こうした表現は7期素案にはない。

「同盟国、同志国等」はそれぞれどの国を指すのだろうか。説明はない。アメリカが含まれていることは暗黙の前提としても、アメリカが併合を望んであるカナダやグリーンランドはどうなるのだろうか。EU諸国についても選択をするのか。その基準はなにか。

日本社会に長期にわたる影響を及ぼす科学技術の基本計画が、時の政権の恣意的で説明さえもされていない立ち位置に従属させられるようなことはあってはならないことだろう。

2. 際限のないデュアルユース研究推進は、大学のあり方をふみにじっていく

日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年)は、大学は軍事研究につ

いて協力するべきではないという声明であり、現在でも有効である。2022年に、日本学術会議は、先端科学技術研究について、軍事と民生双方で活用できるデュアルユースについて、軍事研究に当たるか否かを区分することはできないと声明したが、その意図は、大学は軍事研究について協力するべきではないという立場を変えるものではない。

各大学では、少ない研究予算のなかで、デュアルユースといわれる研究については是非を判断し、受け入れにあたっては苦悩しているのが実態ではないだろうか。

ところが7期素案は、そうした大学の行かれている状況について、尊重、配慮する姿勢はない。大学は、無制限な「デュアルユース研究」の圧力に晒されていく。

民生用にも安全保障用にも利用される可能性があるデュアルユース技術への投資は、それぞれの分野においてのみならず、技術力を相互に高め合いながら、科学技術の発展、ひいては、産業競争力を強化し、長期的な経済成長にも資するものである。このため、産学官が連携して、我が国の科学技術基盤を支える先端技術として、デュアルユース技術の研究開発及び社会実装に取り組む。

具体的には、内閣官房国家安全保障局を中心に、関係省庁と連携しながら、既存の防衛産業に限定しない、幅広い企業群やスタートアップ企業の参画を促すとともに、大学や国研なども参画する、安全保障分野におけるエコシステムを構築していくべきである。(42頁)

3. 目指すべき未来社会は、科学技術が万能な社会

7期素案において、もっとも内容の乏しい主張は、「目指すべき未来社会」の定義である。第5期計画以降の地球環境問題を中心にした Society5.0も捨て去られたといっている。

・科学技術・イノベーションの強力な推進により、AIや量子といった新たな技術領域における成果創出が進展し、持続的な経済成長が確保され、このような経済の持続的成長が、更なる科学技術・イノベーションを生み出す好循環（成長する、サステナブルなエコシステム）を作り出し、それにより様々な社会課題解決への道筋が提示されるとともに、国家安全保障が確保されている「豊かで安全・安心な社会」。

・こうした科学技術の力により、経済的な豊かさだけでなく、質的な豊かさや多様さ、さらには心身の健康を実現し、国民一人ひとりが生きがいを持って社会参加を続けることができ、誰もが心身ともに「豊かで」「活力があり」「希望にあふれた」人生を送ることができる、一人ひとりの多様な well-being にチャレンジし、実現できる社会。(10-11頁)

新たな技術領域における成果創出という科学技術・イノベーションの推進によって、安全保障も経済成長も社会問題の解決も個人の幸福も達成されるとしている「科学技術万能論」である。これは、どう考えても正しくないのではなかろうか。

科学技術・イノベーションの強力な推進によって、「誰もが心身ともに「豊かで」「活力があり」「希望にあふれた」人生を送ることができる」には、説得力がない。

地球環境問題の解決が中心課題として挙げられていないことは、7期素案の特徴である。

4. 深刻な研究力の低下を押しとどめ、上昇に転じる方策がない

科学技術・イノベーション基本計画の本来の役割は、深刻な研究力の低下をどうするか、である。多くの深刻な状態についての記述がみられる。しかし見るべき振興策はない。

「このままでは、日本からは、もはやノーベル賞は生まれなくなるのではないか」というような声が近年聞かれるようになった。2025年に日本の研究者が生理学・医学賞及び化学賞を受賞したことは大変喜ばしい出来事であるが、いずれもが1990年代に着手された研究成果に基づくものである。2000年代初頭からの我が国の相対的な研究力低下は、いまだ歯止めがかからず、終わりの見えない状況にある。

例えば、論文被引用数が上位10%に入る論文数（Top10%補正論文数）の国別ランキングにおいて、我が国はかつて世界第4位に位置していたが、近年では第13位にまで順位を落としている。長期的視点に立ち、新たな研究領域の開拓につながる基礎研究を地道に継続することが困難となり、結果として、国際的なトップ研究者のコミュニティから脱落しつつあること、また、大学を中心とする研究開発費について、主要国が大幅な投資拡大を続ける中、我が国では2000年代以降ほぼ横ばいで推移してきたことなどが、背景として挙げられる。（1頁）

この状態を象徴することとして、若手研究者が研究力をつけていくことの困難性、博士課程進学者や学位取得者が減少していること、また現場の研究者の研究時間が減っていることなどがあげられている。しかし対策として示されていることは、若手研究者、博士学位取得者については、従来からのテニユアトラック制度の推奨や研究職ではない企業人材への「転職」といった不安定な身分や待遇の提示である。研究時間を増やす方策では、800大学のうちわずか20大学を研究大学に絞り込むとしており、しかも具体策はない。

研究力を高めるためには、すべての大学の若手を含む研究者の待遇改善、特に任期の定めのない教員ポストの大幅増、自由で安定的な基礎研究費の確保が必要である。しかし素案は、正規教員ポストの純増加や条件をつけない基盤経費の増額を目標に挙げていない。

今後、軍事研究圧力がたかまるなかで、一層の研究力の低下が懸念される。

5. 基盤的経費は、「大学改革」や「規模適正化」などの条件付き

「基盤的経費」という言葉は、出てくる。肝心の充実策が見当たらない。

「大学改革の推進と併せて、国立大学法人運営費交付金、施設整備費補助金、私学助成等の基盤的経費を確保するとともに財源の多様化を進め、多様で厚みある研究大学群を形成する。」(29頁)

基盤的経費は、そもそも条件を付す経費ではない。大学について教育基本法第7条は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造」するという使命を担う高等教育機関であり、基盤的経費は、その使命を果たすために必要な経費であり、「大学改革の推進」などの条件を付すものではない。国立大学において年々削減されてきた運営費交付金、1割を切った私大助成という基盤的経費が絶対的に不足している状態は、「基盤的経費を確保」しているとはいえない。

私大では学生納付金に依存せざるをえなくなり、法外な高学費が学生の学ぶ権利を侵害している。基盤的経費がすべての大学に措置されていない状態で、どのように「多様で厚みある研究大学群」が形成されていくのかは不明である。

「(2)国際卓越研究大学制度、J-PEAKS 等を通じた研究大学群の形成」として、「こうした先導的な研究環境の確保により教員の研究時間割合 50%以上等を実現する研究大学が 20 大学以上となることを目指す。」(29-30頁)

研究大学をわずか 20 大学程度としているが、大学数全体の 2.5%、40 大学に 1 大学に過ぎない。研究大学においてだけ研究時間の割合を高めるという方策が、日本全体の研究力を高めることにはならない。

「(3)基盤的経費の確保」では、運営費交付金について「近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。第5期中期目標期間(令和10~15年度)に向けて、国立大学法人運営費交付金については、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していく。」(31頁)

物価と人件費の上昇への対応はみられるものの、基盤的経費の無条件な増加ではない。従来型の改革推進である。

「私学助成についても、物価上昇等を踏まえつつ着実に確保するとともに、配分の見直し等により、日本の産業を支える成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する。また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援することにより教育研究基盤の向上を図る。」(31頁)

私大助成の重点配分、競争配分の範囲は、これまで文科省主導の教学マネジメントの推進にそって拡大してきた。加えて、理工農系人材育成という新しい配分の見直し、競争配分の方向が示されている。これでは減額される私大が増えかねない。

「我が国の研究力強化と地方におけるアクセス確保の両立に向け、高等教育機関の機能分化と、再編・統合を含めた規模の適正化を推進する」(31頁)

中教審「知の総和」答申(2025年2月)や、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」等の会議体において示された、主に私立大学に対して行われている定員割れ私大への淘汰政策がそのまま持ち込まれている。

私立大学の淘汰政策は、科学技術の振興、イノベーションの創出と正反対の施策である。大学専任教員約20万人のうち12万人(約6割)は私立大学の教員である。私立大学を淘汰し、研究者の働く場を奪っていくことは、科学技術の振興に重大な打撃を与えるものである。

素案に言及がないこと

科学技術・イノベーション基本法は、2021年の改正によって「科学技術」には自然科学だけでなく、人文・社会科学も含むものとされ、人文・社会科学の振興が推進されることになった。それを受けて第6期基本計画には「人文・社会科学の振興と総合知の創出」に一定の分量の記述が割かれている。ところが第7期素案では、「人文・社会科学の振興」について一切触れられていない。そればかりか、私立大学に対して、人文・社会科学系から理工農系への転換を強力に誘導している。科学技術・イノベーション基本法の改正経緯、趣旨に反している。

6. CSTIへの権力集中の一方で、日本学術会議の位置づけについての言及はない

科学技術・イノベーション戦略を策定し、科学技術関連予算を判定、集計するCSTIは、科学技術政策の司令塔であり、その権限は強化されることになる。

「CSTIが司令塔機能を発揮しつつ、関係府省との連携を強化する。」「我が国の研究開発投資の促進や国家安全保障との有機的連携といった観点から、国家として戦略的に重要な技術領域を特定することを通じ、優先度合いを判断し、関係府省や国研等と連携して政策体系を構築する。また、効率的・効果的な政策推進のために、その調査分析機能を強化する。」「CSTI議員以外の関係大臣(例えば、国家安全保障との有機的連携や戦略的科学技術外交等の観点を踏まえ、外務大臣や防衛大臣等)の参画機会を確保する。」(64頁)

「司令塔としての CSTI」は、現在、14 名で構成され、総理大臣(議長)、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、有識者、日本学術会議会長である。日本学術会議会長は、非常勤議員の一人でしかない。7 期素案では、今後、防衛省や外務省との連携を深めるという。

さまざまな政府系の機関の名称があげられているが、日本学術会議の名前はない。

第 6 期基本計画ではこうなっていた (83 頁)。

「CSTI は、Society5.0 の実現に向け、上述の司令塔会議や日本学術会議との更なる連携を深めるとともに、関係府省庁の各審議会等との政策検討の協力関係を強化する。また、日本学術会議に関する我が国の科学者の代表機関としてより良い役割を発揮するための今後の具体的な改革の進捗を踏まえた上で、日本学術会議に求められる役割等に応じた新たな連携関係を構築する。」

7. 日本学術会議「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」(2024 年 11 月) について

日本学術会議は、すでに 2024 年 11 月に「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」を公表し、そのなかで、以下の 4 つの提言をおこなっている。

提言 1

大規模感染症や気候変動、超少子高齢社会などの喫緊の課題及び生成 AI の発展を含むデータ科学の進展がもたらす社会の急速な変革に対応する包摂的な科学技術・イノベーションを可能にする制度や取組の実現

提言 2

喫緊の課題解決に資する研究に加え、基礎的・伝統的な研究分野を含む広範、かつ、多様な研究分野を支援し、知識や技術の継続的な蓄積による研究力強化

提言 3

公共財としての知識・データの蓄積と開放を促し、データ科学の更なる展開による新しい科学とイノベーションへの対応

提言 4 多様なキャリアをもつ高度人材の育成をあらゆる領域で支援するとともに、そういった人材が様々な場所で専門性を発揮できる仕組みの強化

これら 4 つの提言は、多くの専門家、政府関係者の集団的な検討、調査の積み上げの上にまとめられたものである。7 頁には、「本提言の構造」という図があり、「学術のグランドデザインを国と日本学術会議で描く」という表現がある。

